

報 告

## 監 査 報 告

私達、監事は、下古屋自治区規約第13条第5項に基づき、

平成30年 3月 3日会計及び資産の状況、業務執行の状況を

関係諸帳簿により監査いたしました。

その結果は、いずれも適正且つ正確に処理されていることを

認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成 30年 3月 3日

監 事 井 口 太 宏 ⑩

〃 安 藤 一 三 ⑩